様式２（第６条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 識別番号 |  |

番　　　　　号

令和　　年度放射性物質汚染廃棄物処理事業費補助金（指定解除後の廃棄物の処理促進事業）

交付決定通知書

市町村等／排出事業者の名称

令和　　年　　月　　日付け　　第　　号にて交付申請のあった令和　　年度放射性物質汚染廃棄物処理事業費補助金（指定解除後の廃棄物の処理促進事業）については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第６条第１項の規定により、下記のとおり交付することを決定したので、同法第８条の規定により通知する。

令和　　年　　月　　日

環境大臣（又は東北地方環境事務所長）　○○○○

記

１　補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、令和　　年　　月　　日付け　　第　　　号交付申請書のとおりである。

２　補助事業に要する経費及び交付決定額は次のとおりである。

補助事業に要する経費 金　　　　　　　　　　円

交付決定額 金　　　　　　　　　　円

ただし、事業の内容が変更された場合において、補助事業に要する経費又は交付決定額が変更されるときは、別に通知するところによる。

３　補助事業に要する経費の配分及びこれに対応する補助金の額の区分は、令和　　年　　　月　　日付け　　第　　号交付申請書のとおりである。

４　補助金の確定額は、交付すべき補助金の額と補助金の交付決定額とのいずれか低い額とする。

５　事業実施者は、適正化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令255号）、放射性物質汚染廃棄物処理事業費補助金（指定解除後の廃棄物の処理促進事業）交付要綱に従わなければならない。

６　この交付決定の内容又は条件に不服があるとき、申請の取り下げをすることのできる期限は令和　　年　　月　　日とする。

（本件担当官の氏名、連絡先等）

　担当官の所属部署・職名・氏名

　連絡先（電話番号・Eメールアドレス）